

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

282

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

地方自治体が公用目的で小型船舶の登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料の免除

提案団体

兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

小型船舶登録事項証明書の交付申請に当たり、国及び一部の独立行政法人は手数料が課されないが、地方自治体が交付申請を行う際には手数料が課されることから、地方自治体が公用目的で交付申請する際には、国と同様に手数料の徴収対象外とすること。

具体的な支障事例

【現状】

放置船舶は、航行被害や高潮時の流出といった問題を引き起こすため、本県では、「プレジャーボートによる公共水域等の利用の適正化に関する要綱」を制定し、対策に取り組んでいる。(平成26年度プレジャーボート全国実態調査 兵庫県内のマリーナ等施設収容能力:6,428艇、放置艇:2,427艇)

放置艇の適正係留を指導するには、小型船舶登録事項証明書等で所有者氏名・住所等を確認する必要があるが、交付を請求する者(国及び一部の独立行政法人を除く)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(日本小型船舶検査機構に申請をする場合には、機構)に納めなければならないと定められている。

※ 一部事項証明(1,100円)、全部事項証明(1,350円)

【支障事例】

小型船舶登録事項証明書等の交付請求において、国及び一部の独立行政法人は手数料徴収の対象外とされているが、地方自治体が取得する際には手数料が必要であり、同じ公用目的の取得でありながら対応が異なっている。

手数料について当初から予算措置されていればよいが、新たな放置艇が発見された場合は予算措置に時間を要し、対応が遅れることになる。

また、プレジャーボートと漁業者が漁場でトラブルとなったため、当該プレジャーボートの所有者を小型船舶登録事項証明書で確認し必要な指導を行おうとしたが、予算が措置されておらず、迅速な対応ができなかったという事例もある。

なお、不動産に係る登記事項証明書やダム使用権登録簿の謄本等の交付については、国又は地方自治体の職員が、職務上請求する場合には、手数料を要しないと政令で規定されており、小型船舶についても同様の扱いとしていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体が公用目的で小型船舶登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料を免除することで、予算措置に要する時間を省き、事務手続き上速やかに放置艇所有者の確認を進めることができ、放置艇解消の促進に資する。

根拠法令等

## 小型船舶の登録等に関する法律第 29 条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、神奈川県、石川県、浜松市、高松市、佐賀県、長崎市

○当県においても、指導のために小型船舶登録事項証明書を交付請求することがあるが、手数料が免除されれば予算執行に係る事務が不要となり、より迅速な対応が可能となるため、現行制度を見直してほしい。

○プレジャーボートの不法係留の解消にあたっては、所有者に対する適正保管の指導が重要となるため、所有者の特定は不可欠である。平成13年12月26日「プレジャーボート利用改善に向けた総合施策に関する懇談会報告書」（国土交通省総合政策局）の中に、「平成14年4月から開始される登録制度の活用によりプレジャーボートの所有者が確知できるようになることと相まって、手続の一層の迅速化、円滑化を図るなど監督処分等の実効性を高めることが必要である。」との記載があることから、所有者特定の重要性は、広く認識されているといえる。しかしながら、地方公共団体が所有者を特定するため証明書等の交付を受ける場合、国や独立行政法人と異なり手数料を支払わなければならない、これは地方公共団体における不法係留適正化に支障をきたす恐れがある。ついては、適正化をより一層推進するため、公用申請については手数料を無料にすることを要望する。

○現地を巡回して放置艇を発見しても予算措置後の対応となっているため、機動的な対応ができない。

○当県が管理する一級河川においては未だ40隻を超える数の放置船舶が存在している。一方、河川は原則として自由に使用できることもあり、船舶の状況は随時変化し、新たな放置船舶の発生も困難である。したがって、発生後の速やかな対応が必要となっている。あわせて、当県では今後放置船舶の対策を強化する予定であり、船舶の所有者の把握に関する手続が迅速に可能となるよう要望するものである。

○放置船舶が発見された場合は、日本小型船舶検査機構に小型船舶登録事項証明書等の交付を請求し所有者等を調査する必要がある。証明書の請求目的を鑑みて地方公共団体から公用請求については手数料免除とすることで、速やかに放置艇所有者の確認を進めることができる。

○当市においては所有者等を確認するため、小型船舶登録事項証明等の手数料について予算措置を行い、対応している。しかしながら不動産に係る登記事項証明書等、公務にかかわる場合は政令で手数料を要しない旨定められているが、小型船舶登録事項証明等については公務であるにもかかわらず、手数料の徴収対象としている。平成25年に国が10年間で放置艇をゼロにする計画を策定し、その目標達成に向けて施策を推進するうえで、国と同様に徴収対象外としていただきたい。

○小型船舶登録事項証明書等の交付請求において、国及び一部の独立行政法人は手数料徴収の対象外とされているが、地方自治体が取得する際には手数料が必要であり、同じ公用目的の取得でありながら対応が異なっている。手数料について当初から予算措置されていればよいが、新たな放置艇が発見された場合は予算措置に時間を要し、対応が遅れることになる。

### 各府省からの第1次回答

小型船舶検査機構が交付する小型船舶登録事項証明書等に関わる手数料については、国の事務を代行しているといった事務の性質も踏まえ、例外的に国や一部の独立行政法人からは徴収しないこととしているが、基本的には必要な事務経費として徴収すべきものであり、無料とすることは困難である。

なお、小型船舶登録事項証明書等に関わる手数料は、実費を勘案して国土交通省令で定めており、2隻以上の登録情報をまとめた登録事項要約書は2,650円となっている。仮に30隻まとめた場合は1隻あたりおよそ88円であり、大きな負担とならないよう配慮されている。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

プレジャーボート対策については、平成25年5月に国において策定された「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、各自治体において対策を推進している。そのために必要な小型船舶に係る情報については、手数料を無料化するか、地方自治体からの照会があれば小型船舶検査機構又は国土交通省から必要な情報を入手できる仕組みの構築を検討いただきたい。

小型船舶検査機構が小型船舶登録事項証明書等の交付に当たり事務経費が生じるという点では、地方自治体と国、独立行政法人に違いは無い。国の事務を代行するといった事務の性質を踏まえても、所管する国土交通省以外の府省や一部の独立行政法人から徴収しない理由が不明である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【神奈川県】

本提案の主眼は、財政的負担の解消ではなく、手数料がかかることにより、予算措置や予算執行の手続きに時間を要し、迅速な対応が困難となっていることにある。地方自治体が迅速に不法係留船対策に取り組めるよう、国と同様、手数料が免除されることを要望する。

### 【長崎市】

長崎市において市管理漁港が13漁港あり、調査に多くの日数を要している。  
放置艇の適正係留を指導するためには、所有者の特定に小型船舶登録事項証明書が必要であるが、まとめて証明書をとるとなると放置艇の対応が遅れてしまう。  
迅速な対応を行うには、その都度証明書をとる必要があり、証明書が有料であるため市負担も大きくなる。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

日本小型船舶検査機構(以下「JCI」という。)が交付する小型船舶登録事項証明書等に関わる手数料については、国の事務を代行しているといった事務の性質も踏まえ、例外的に国や一部の独立行政法人からは徴収しないこととしています。基本的には必要な事務経費として徴収すべきものであり、無料とすることは困難です。

JCIが行う小型船舶登録事項証明書等の交付手続については、手数料を事前に振込み、登録事項証明書等の申請(窓口又は郵送)を受け付けております。

今般の要望を踏まえ、迅速性向上の観点から不法係留対策に係る登録事項証明書等の交付手続については、以下のとおり取り扱うこととし、別途、文書にて周知する予定です。

緊急時における不法係留対策に係る小型船舶登録事項証明書等の交付手続については、事前にJCI本部に電話連絡した上で、メール又はFAXによる申請を最寄りのJCI支部(後日、窓口又は郵送により原本を提出)へ行えば、速やかに小型船舶登録事項証明書等を交付し、手数料の振込みは、当該交付後で差し支えないこととします。

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

#### (23)小型船舶の登録等に関する法律(平13法102)

小型船舶の所有者に関する登録情報については、地方公共団体の意向を踏まえつつ、円滑な不法係留船対策の実施に必要な範囲内で、地方公共団体が当該情報を無償で取得できる仕組みを平成30年中に構築する。